

公告第1号

消防車両の売却に係る一般競争入札の施行について

消防車両を一般競争入札により売却するにあたり、地方自治法施行令第167条の6第1項及び相馬地方広域市町村圏組合財務規則第114条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年3月1日

相馬地方広域市町村圏組合 管理者 門馬和夫

1 入札対象物件

【物件1】クレーン付4tトラック（いすゞ フォワード）1台 ※旧本部資材搬送車

自動車登録番号	福島100す7832
登録年月日/初度登録年月	平成23年7月26日 / 平成20年6月
自動車の種別/用途	普通 / 貨物
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	キャブオーバ
車名/車台番号	いすゞ / FRR90-7007734
型式/原動機の型式	PKG-FRR90S2 / 4HK1
乗車定員	2人
車両重量/車両総重量	4,970kg / 7,980kg (最大積載量2,900kg)
車体の大きさ	長さ: 845cm 幅: 224cm 高さ: 303cm
排気量/燃料	5.19L / 軽油
車検証有効期限	期限切れ (令和3年7月26日満了)
ミッション/ハンドル	マニュアル / 右ハンドル
走行距離	15,349km (敷地内等の移動により若干増加する場合があります)
車両の状況	バッテリー経年劣化によりエンジン始動困難。 荷台平ボディに損傷がある。 経年・使用による汚れ、傷、塗装剥離、色あせ等がある。
リサイクル料金預託	12,180円
保管場所	相馬地方広域消防本部 (南相馬市原町区高見町一丁目272)

【物件2】化学消防ポンプ自動車（ニッサンディーゼル コンドル）1台 ※旧相馬化学1

自動車登録番号	福島800は91
登録年月日/初度登録年月	平成12年9月20日 / 平成12年9月
自動車の種別/用途	普通 / 特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	ニッサンディーゼル / LK252E05006
型式/原動機の型式	KK-LK252EH / FE6
乗車定員	7人
車両重量/車両総重量等	6,910kg / 9,215kg (最大積載量1,920kg)
車体の大きさ	長さ: 714cm 幅: 220cm 高さ: 275cm
排気量/燃料	6.92L / 軽油
車検証有効期限	期限切れ (令和2年9月19日満了)
ミッション/ハンドル	マニュアル / 右ハンドル
走行距離	19,846km (敷地内等の移動により若干増加する場合があります)
車両の状況	バッテリー経年劣化によりエンジン始動困難。 経年・使用による汚れ、傷、塗装剥離、色あせ等がある。
リサイクル料金預託	8,720円
保管場所	相馬地方広域消防本部 (南相馬市原町区高見町一丁目272)

【物件3】消防ポンプ自動車（三菱 キャンター）1台 ※旧南相ポンプ2

自動車登録番号	福島88す8964
登録年月日/初度登録年月	平成9年10月9日 / 平成9年10月
自動車の種別/用途	普通 / 特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	三菱 / FG538C430030
型式/原動機の型式	KC-FG538C / 4D35
乗車定員	6人
車両重量/車両総重量	4,360kg / 4,690kg
車体の大きさ	長さ:536cm 幅:188cm 高さ:260cm
排気量/燃料	4.56L / 軽油
車検証有効期限	期限切れ(令和3年10月30日満了)
ミッション/ハンドル	マニュアル / 右ハンドル
走行距離	65,239km(敷地内等の移動により若干増加する場合がある)
車両の状況	バッテリー経年劣化によりエンジン始動困難。 経年・使用による汚れ、傷、塗装剥離、色あせ等がある。
リサイクル料金預託	5,070円
保管場所	相馬地方広域消防本部(南相馬市原町区高見町一丁目272)

【物件4】水槽付消防ポンプ自動車（いすゞ フォワード）1台 ※旧小高タンク1

自動車登録番号	福島88す4585
登録年月日/初度登録年月	平成6年10月7日 / 平成6年10月
自動車の種別/用途	普通 / 特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	いすゞ / FRR32G13000670
型式/原動機の型式	U-FRR32G1V改 / 6HE1
乗車定員	6人
車両重量/車両総重量等	5,460kg / 7,790kg(最大積載量2,000kg)
車体の大きさ	長さ:665cm 幅:220cm 高さ:264cm
排気量/燃料	7.12L / 軽油
車検証有効期限	期限切れ(令和2年10月6日満了)
ミッション/ハンドル	マニュアル / 右ハンドル
走行距離	43,297km(敷地内等の移動により若干増加する場合がある)
車両の状況	バッテリー経年劣化によりエンジン始動困難。 経年・使用による汚れ、傷、塗装剥離、色あせ等がある。
リサイクル料金預託	7,060円
保管場所	相馬地方広域消防本部(南相馬市原町区高見町一丁目272)

2 一般競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申し立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始手続きの申し立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者、またはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有する者

3 入札参加資格の確認申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類等を相馬地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）に提出しなければならない。

ア 消防車両の売却に係る一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 消防車両の売却に係る一般競争入札使用印鑑届（様式第2号）

ウ 登記事項証明書（法人の場合のみ）

エ 納税証明書（原寸大で鮮明なものであれば写し可）

※法人の場合……直前1年分の法人納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書（納税証明書その3））

※個人の場合……直前1年分の代表者又は個人の納税証明書（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及び個人事業者については、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書（納税証明書その3））

オ 返信用封筒（長3封筒）※入札参加受付票送付用

- (2) 入札参加資格の確認申請（上記ア～エ）の受付の期間及び場所

ア 受付期間：令和4年3月1日（火）から令和4年3月15日（火）

※上記期間内に持参（土曜日、日曜日、祝祭日を除く9時～12時、13時～17時の間）又は郵送等（必着）により提出すること。

※上記期間内に入札参加資格確認申請書を提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、一般競争入札に参加することはできない。

イ 受付場所：相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課（相馬市役所3階）

〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3

4 応募要領の配布

その他必要な事項について、別に入札説明書を作成し、組合のホームページ上（<http://www.soma-area.jp/>）に掲載する。

5 入札物件の公開

- (1) 公開日時：令和4年3月1日（火）から令和4年3月18日（金）

（土曜日、日曜日、祝祭日を除く9時～12時、13時～16時の間）

- (2) 公開場所：【物件1～4】…相馬地方広域消防本部（南相馬市原町区高見町一丁目272）

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に該当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の日時及び場所

(1) 入札日時：令和4年3月22日（火）午前11時

(2) 入札場所：相馬市役所（1階）第1委員会室（相馬市中村字北町63番地の3）

※ 郵便による入札は、取り扱わない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格のない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、又は2通以上の入札書を提出した者の入札

(7) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

9 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該最高の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、入札後、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

10 契約代金の支払方法等

(1) 契約代金の支払方法

契約締結後に交付する納付書をもって、組合が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で一括納入すること。

(2) 契約保証金

免除する。

11 落札物件の引き取り

契約代金の納入を組合が確認した後、組合が指定する期日までに、保管場所において、現状のまま引き渡すものとする。（運搬等に関する費用は、落札者が負担するものとする。）

12 引き渡し後の手続き

(1) 車両を解体処分する場合

① 落札者は、その責任において契約物件の解体処分を行うこと。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付し、物件引渡後60日以内に組合事務局総務課に提出すること。

(2) 車両を登録等する場合

① 落札者は、一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡後14日以内に組合事務局総務課に提出すること。

② 落札者は、消防章・赤色警光灯・回転灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字・マーク等の消去を行い、確認できる写真を物件引渡後14日以内に組合事務局総務課に提出すること。

(3) その他

- ① 抹消登録等に係る手続き、車両の運搬、再登録、解体処理、その他物件の引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とする。
- ② 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、落札者の請求に基づき交付する。
- ③ 緊急自動車届出に係る返納手続きは組合で対応する。